

## 登戸郵便局事件、なにが問題か

- ① 深夜勤ゆうメイトであったNさんの作業中の負傷直後から、適切な措置がとられなかった
  - 負傷してもなんの対応もなかった
  - 療養補償、休業補償について手続きもとどこおりがちで催促しなければ進まなかった
  - 症状固定の際、なにか仕事はないかと求めるNさんに対し「ないんだよね」の一言ですまされた
- ② 治癒認定＝症状固定の際、当然とられなければならない後遺障害認定の手続き―認定決定がとられないばかりか、その直後からの郵便局側の策謀で退職に追い込まれた
- ③ 公務災害の後遺障害認定について、暗中模索の中、Nさんが自力で催促する以外になかったこと。労働組合に駆け込み、争いとして構えてやっとな本年1月29日「後遺障害認定準用等級6級」として認定され、一時金と年金の支給が8月10日決定した。事故から7年、退職として何の補償もないまま放り出されてから4年がたった。
- ④ そもそも郵便局側は、小包作業やパレット作業などNさんの従事した仕事について安全衛生に不可欠な指導、また手袋など用具の支給をなんら行っていないなかった

以上のような問題、経過をたどりながらも一時金・年金の支給は決まりました。その上でどうするか、について相談した場でNさんは次のように発言しました

「年金もらったからいいや、とはどうしても思えない。苦しんでいる人が他にもいると思う。(裁判をすることによる)金額については0%の期待でしかない。しかし郵便局には謝罪の一筆を書いてほしい。手が無事なら、生活のこんな思いをしなくてすんだのに、どれほどつらいかわからせたい」

この思いを受け、郵便局側の「安全衛生配慮義務違反」による損害賠償請求訴訟を起こすことが決まりました。請求額は7314万7178円、これに対する年5分の利息、訴訟費用は被告、国側の負担で仮執行宣言を求めるものです。

第一回公判が10月31日10:10～横浜地方裁判所川崎支部に決まりました。

# 雇用と権利、格差をなくそう

郵便局で働く皆さん

ご支援ありがとうございます

障害年金・特別支給金が支給されました。

差別的扱い、謝罪もなく・・・

団体交渉申し入れ

登戸郵便局で働いていた非常勤職員(深夜勤)のAさんが怪我をしてから七年、平成十五年五月で症状固定(治癒)になってから四年を越えて、ようやく障害年金、特別支給金が支払われました。しかし、労災事故が起きてからこれまで郵便局の謝罪もなく、症状固定後には他の仕事ができるかどうかも確認せず、本人が「できる仕事はないですか」と尋ねても、「ないね」の一言で片付けられ、職場上司が自宅まで来て「辞めてもらう方向で動いている」と言われ、退職届をかかせたこと、離職票は自己都合退職扱いでなければ渡さないと強引に退職に追い込んだことなど認めず、これまでの交渉で郵便局は「退職は本人の意向だ。これ以上、話すことはない」の一点張りで一方向的に交渉を打ち切り、なぜそうなったのかなど調べもせず説明責任を果たしていません。仕事ができなくなったから辞めさせたのでしょうか。そうであれば、雇用者としての無責任な対応としか思えません。非常勤職員だったからでしょうか、使えなければ切り捨てる、労働者は使い捨てではありません。

JM-U川崎支部は、このような無責任な対応した登戸郵便局に対して、退職に追い込んだいきやつ、労災事故の謝罪、今後の補償について交渉を申し入れて追及していきます。

## 同一労働・同一賃金で働くって

### 格差をなくしよう

十月一日から民営化となり、働く環境も民間企業と同様になります。これまでの親方日の丸体制からの脱却に、そこで働く労働者が安心して働けるのか心配です。

Aさんの場合、深夜勤の郵便振りわけ作業をしていたのですがここでは、非常勤職員しかおらず何かあれば別室にいる本務者を呼んでくるといった作業状態だったと聞いています。安全衛生の面でも作業着や手袋を支給しないなど管理体制にも疑問があります。

正規職員並みかそれ以上に働いていても労働条件は正規職員には遠く及ばない。九月十九日の朝日新聞では常勤職員と同じ時間働いていても非常勤職員の年収は百四十万円との報道がされていました。

郵政公社は民営化時に常勤職員を二十五万三千人と見込んだものの実際は一万千八百人も不足。常勤職員は非常勤職員に置き換えられ、四年間で三万人以上も退職に追い込まれたとも聞きます。これまでの「国民へのサービス」から「収益体質への転換」「人件費の抑制」「合理化」と民営化によって行われようとしています。常勤職員は仕事の多さからサービス残業、非常勤職員に至っては、仕事のきつさから退職する人が後を絶たないとも聞いています。

民営化を新たなスタートとして働きやすい職場、誇りを持って働ける職場、安心して働ける職場づくりを目指して、みんなの意見を出しながら共にならばりましょう。

職場のことでお悩みの方は、一人でも入れる労働組合・JMIU川崎支部へ

毎月第2・4日曜日は無料労働相談会を実施中 10月14日・10月28日

午後2時～午後4時まで

全日本金属情報機器労働組合・川崎支部

川崎市多摩区宿河原6-24 JR南武線久地駅より徒歩3分

TEL044-811-4138 FAX044-811-4144

携帯電話090-8109-7682

ホームページ <http://www2.odn.ne.jp/jmiu-kawasaki/>